

一般事業主行動計画

2016年4月1日

株式会社インフォメーションポートは、全ての社員が安心して、仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2016年4月1日～2018年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：パパの公休日取得促進

応援企業として賛同している「パパの公休日」プロジェクトの通り、子供の1歳の誕生日をパパ・ママ1歳の誕生日とし、有給を取得し家族で祝う日を持つ。

〈対 策〉

2016年5月1日～ 各事業部会・社内報で「パパの公休日」を全社員向けに周知し、有給取得を促進する。

男性・女性社員共に、お子さんの1歳の誕生日に有給休暇を取得することを、会社として推奨するプロジェクト。1歳の誕生日に有給を取得された方には、公式HPで、「パパの公休日 取得者の声」にて、簡単なインタビューやその際の写真をお願いしたいので、取得された方は大原まで。

目標2：誕生日休暇をメモリアル休暇へ変更

誕生日休暇として自身の誕生日月に1日取得ができる有給休暇を、家族の誕生日、結婚記念日等個々の記念日に年度内に1日、自由に利用ができるメモリアル休暇へ変更。

〈対 策〉

2016年5月1日～ 各事業部会にて、全社員に対し変更予告案内

2017年4月1日～ 実施開始

移行ルール

2016年4/1時点在籍者⇒事業部ルールに従って誕生日休暇を取得。2017年3月までの誕生日休暇は、2017年3月末までに消化すること。

(業務都合上、3月・4月の誕生日休暇を取得できていない場合等については流動的に上長の許可のもと、流動的に取得を行う。)

2016年4月以降中途採用者 2017/3月迄の誕生日月に在籍している分は付与

(※5月が誕生月で、9月入社の場合は、2017年4月以降のメモリアル休暇からの付与)

2017年4/1時点在籍者⇒2018年3月末で失効するメモリアル休暇の付与

2017年4月以降中途採用者 メモリアル休暇は、次年度4/1からの付与

目標3：所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定・実施する

毎週水曜日は各事業部ごとメールによる周知を行う。

<対 策>

2016年5月1日～ 各事業部会にて全社員に周知・開始

実施ルール

毎週火曜午後に〇〇より各事業部長へメール配信

毎週火曜午後～水曜 AM中に各事業部長より事業部員へメール配信

事業部長から事業部員への通達は各事業部ルールに従い、全社員に行き渡るよう展開する。